

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和8年5月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ジール
(3) 処分等の種類	輸送の安全確保に関する命令
(4) 原因となった事故等の概要	令和7年10月9日、10月23日、10月30日、10月31日、11月5日及び令和8年1月15日に下記の事業者に対し、関東運輸局が海上運送法第25条第1項に基づく監査を実施したところ、適切な船舶職員を乗組ませずに運航していたことや、同社が定める安全管理規程を遵守しておらず、海上運送法等関係法令が遵守されていない事実を確認しました。
(5) 処分等の内容	<p>以下に掲げる措置について、令和8年6月22日までに当局あて文書にて報告すること。</p> <p>① 船舶所有者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第18条に基づき、運航船舶に乗組み基準に定める有効な海技免状を受有する海技士を乗り組ませることについて、管理体制の見直しを行い、これを確実に遵守するものとする。また、船長は同法第21条に基づき、船舶職員として乗り組む際は、乗組み基準において必要とされる資格に係る有効な海技免状を受有すること。</p> <p>② 安全統括管理者は、海上運送法第19条の4及び安全管理規程第51条第4項に基づき、当該事業にかかる輸送の安全に係る情報を外部に対して公表すること。</p> <p>③ 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。</p> <p>④ 運航管理者及び運航管理補助者は、安全管理規程第15条及び第16条に基づき、船舶が運航している間、陸上において船舶と常時連絡できる体制を確保すること。</p> <p>⑤ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 ⑦ 運航管理者は、安全管理規程第22条に基づき、配乗計画の作成にあたり、適正な資格を有している法定職員が確保されているか等、運航の安全性について検討を行い、法定乗組み基準に適合するよう配乗計画を作成すること。 ⑧ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第27条及び運航基準第5条に基づき、運航中止基準にかかる情報について確実に記録を残すこと。 ⑨ 運航管理補助者及び輸送の作業に従事する者は、安全管理規程第31条及び作業基準第2条に基づき、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し等の陸上・船内作業を実施すること。 ⑩ 船長は、安全管理規程第32条に基づき、発航前点検について完全性が確保されている結果を点検簿に事実と違わず記録し、航海の安全を確保すること。 ⑪ 安全統括管理者は、安全管理規程第35条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築し、社内に周知したうえで乗組員及び船長に対して検査を確実に実施させ、その結果を正確に記録すること。 ⑫ 運航管理者は、安全管理規程第37条に基づき、陸上施設の点検整備について陸上施設点検簿を作成のうえ実施した措置について記録すること。 ⑬ 船長は、安全管理規程第39条第1項に基づき、自船に事故が発生したときは、事故発生の実態及び状況について正確に乗船者に周知したうえで、安全確保のための必要な措置を講ずること。 ⑭ 船長は、安全管理規程第39条第1項及び事故処理基準第4条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置について速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡すること。また、運航管理者は事故処理基準第4条に基づき、事故が発生した時は速やかに運輸局等まで事故の状況について報告すること。
<p>(6) 違反点数付与状況</p>	<p>当該行政処分等により付された違反点数 50点 (うち輸送の安全に関する違反点数 50点)</p> <p>当該事業者の累計点数 50点</p>